

事業者 各位

新潟県土木部都市局都市政策課長

不法・危険盛土等に係る対応について（依頼）

新潟県では、令和 7 年 7 月 18 日から県土全域を「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称、盛土規制法）に基づく規制区域として指定し、同法の運用を開始します。

つきましては、不法・危険盛土等に係る対応について、下記のとおりご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 平時の対応について

- ・ 通常の業務等において、業務に支障のない範囲で不法・危険盛土等の発見にご協力をお願いします。
- ・ 不法・危険盛土等の事例は、別紙 1 を参照ください。

2 不法・危険盛土等発見時の対応について

- ・ 不法・危険盛土等が発見された場合は、速やかに都市政策課盛土対策係までご一報ください。
- ・ 報告にあたっては、別紙 2 「盛土等情報報告書」を活用願います。

【担当】

新潟県土木部 都市局 都市政策課
盛土対策係 樺澤、米山

〒950-8570

新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1

TEL：025-280-5932

E-mail：ngt160010@pref.niigata.lg.jp

不 法 ・ 危 険 盛 土 等 の 事 例

① 違法性の疑いのある盛土等の例



標識の掲示のない無許可盛土



農地に造成された無許可盛土

② 危険性の疑いのある盛土等の例



盛土法面の部分的な崩壊



盛土法肩の大規模な亀裂・崩壊



高低差の大きい土地における擁壁等のひび割れやズレ

③ その他

- ・ 盛土規制法では、高さ1 m超の崖※を生じる盛土、または面積500㎡超の盛土などが規制対象となります。
- ・ ※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤以外のもの
- ・ 夜間の盛土や、県外ナンバートラックの頻繁な出入りも一報をお願いします。

盛 土 等 情 報 報 告 書

通報者の情報

報 告 日 時	年 月 日 () 時 分			
情報提供の方法	来 庁・電 話・メール・その他 ()			
情 報 提 供 者	住 所			
	ふりがな 所属・氏名		電話番号	
通報者に関する情報の提供同意	有 ・ 無			

盛土等の情報 (※可能な範囲で記載してください。行が足りない場合は追加してください。)

事 案 の 種 類	盛土 ・ 切土 ・ 土石の堆積 ・ 不明				
発生(発見)日時	年 月 日 () 時 分				
行為開始時期	年 月 日 () 頃				
通 報 概 要					
盛土等造成箇所に関する事項 ※できるだけ写真を添付してください	所 在 地				
	盛土等造成箇所付近の特徴等				
	盛土等の状況（崩壊や土砂の流出の有無等）				
	人的被害のおそれ（想定される、将来的に被害が懸念される等）				
行為者に関する事項	法人 / 個人				
	住 所				
	氏 名				
	その他参考事項（人数、性別、服装等）				
土地所有者に関する事項	住 所				
	氏 名				
	その他参考事項				
盛土等に関する事項 (盛土、切土、擁壁、土石の堆積等)	盛土等の規模や形状等 (高さ、幅、面積、盛土量等)			廃棄物の有無 (有の場合、どのような物か)	
関係法令および許可等の状況	(森林法・農地法・砂防法・盛土等条例・その他)				
搬 入 車 両 等	車種車名		ナンバー		塗色